2/19 赤旗

訪問介護 報酬引き下げ方針

介護事業所に支払われる介護報酬の2024年度改定をめぐり、岸田政権が示した訪問介護への基本報酬の引き下げが、現場に衝撃を与えています。政府は加算措置の引き上げなどで「処遇改善を最優先とした」「メリハリをつけた」と言い訳していますが、賃上げの前に訪問介護事業を崩壊させる愚策です。

「私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、断じて許されるものではない」。武見敬三厚生労働相あてに連名で意見書を手渡した全国ホームヘルパー協議会と日本ホームヘルパー協会の訴え（1日）です。「訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねない」と危惧しています。

政府は賃上げのため「加算で応援する」と言いますが、経営自体が厳しいのが実態です。厚労省は23年度調査で、訪問介護は経営が「改善した」と強調しましたが、半分近い事業所が赤字の22年度（福祉医療機構調べ）から増えたのは、1事業所あたり平均で月6万円増にすぎません。（収支差額は合計で同約24万円）

訪問介護の基本報酬引き下げ（サービス1回あたり）

		単位数の増減
身体介護	20分未満	▲4
	20分以上30分未満	▲6
	30分以上1時間未満	▲9
	1時間以上1時間半未満	▲12
	以降30分増えるごとに算定	▲2
生活援助	20分以上45分未満	▲4
	45分以上	▲5
	身体介護に続いて行った場合	▲2
通院時などの乗降介助		▲2

※24年度改定。1単位は基本10円
※現行単位数から2.3％の削減

訪問介護の厳しい経営実態

	2021年度	22年度	差し引き
赤字事業所の割合	40.1％	42.8％	2.7％悪化

※独立行政法人福祉医療機構の調査結果

深刻な人手不足に拍車
自公政権下、事業所倒産は最多

離職増で支出減

そのうえ、離職者の増加・他産業への流出を契機に、厚労省は「人件費等の支出が減少した結果として収支差が上昇した」と説明。"改善"とはほど遠い実態で、「厳しい事業経営となっている状況」を認めています。

しかし、基本報酬は入浴や排せつ、食事などの身体介護も、調理、洗濯、掃除などの生活援助も、通院時などの車の乗降介助も軒並み引き下げます。「事業所をつぶす気か」「やっていることがめちゃくちゃ」とSNSでも批判が噴出しています。

加算を見ると、サービスの質がより高い訪問介護への「特定事業所加算」は算定要件が厳しく、22年11月時点で対象事業所の半数が「算定なし」。最も高いプラス20％の加算を取得したのは5・7％だけです。今回の改定で、要件に24時間の連絡体制と訪問介護の体制整備などを加えますが、大半を占める小規模事業所には容易でないとみられます。

3種類ある処遇改善加算は一本化し、加算を最大24・5％に引き上げますが、現行の取得パターンと比べ2・1％だけの積み増しです。基本報酬の引き下げがセットのため、小規模な事業所ほど厳しい「職員の3割以上が国家資格の介護福祉士」などの要件を満たしても最も高い加算を取れても、事業所の収入全体はマイナスとなる試算が出ています。"応援"するなら基本報酬を引き上げるべきです。

高齢化進む現場

訪問介護の窮状は深刻です。自公政権の報酬抑制によって昨年の事業者の倒産は67件に達し、過去最多を更新（東京商工リサーチ調べ）。残業代などを除いた介護職の給与は全産業平均より月約7万円も下回っています。（22年厚労省調査）

人員確保が困難で、有効求人倍率は全職業平均の1・31倍に対し、訪問介護は15・53倍と突出（22年度）。訪問介護員（ホームヘルパー）の高齢化が進み、22年10月時点でも7・4人に1人が70歳以上です。60歳以上で見ると全体の4割近くに迫っています（介護労働安定センター調査）。家庭だけでなく公的保険サービスも「老老介護」が広がっているのが実態です。

（松田大地）

制度残って介護なし

全日本民医連事務局次長（介護担当）
林泰則さんの話

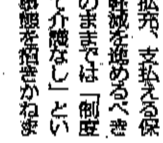

ハードルが高い割に加算はあまりに不十分で、そのうえ基本報酬を引き下げれば、大半を占める小規模事業所は耐えきれず倒産や閉鎖が増え、訪問介護事業そのものが崩壊すると危惧します。

訪問介護は在宅生活を支える基本中の基本のサービスです。地域に根付いてきた小規模事業所をつぶせば、行き場のない「介護難民」や家族の「介護離職」が確実に広がります。介護保険制度の理念である「介護の社会化」に逆行しています。

根本的解決のため、利用者負担を増やさないよう国費・公費負担割合を引き上げ、抜本的な処遇改善やサービスの拡充、支払える保険料への軽減を進めるべきです。このままでは「制度だけ残って介護なし」という深刻な事態を招きかねません。